

ふくやま未来大賞実行委員会設立会議

日 時：2026年（令和8年）4月27日（月）
10:00～

場 所：本庁舎6階 60会議室

1 開 会

副市長あいさつ

2 議 事

- (1) ふくやま未来大賞（案）について
- (2) ふくやま未来大賞実行委員会規約（案）について
- (3) ふくやま未来大賞実行委員会役員（案）について

3 閉 会

資料一覧

資料1 ふくやま未来大賞（案）について

資料2 ふくやま未来大賞実行委員会規約（案）

ふくやま未来大賞（案）

1 目的

国内外において、革新的・先取的な取組でその分野をリードする福山市民又は福山市にゆかりのある者を発掘・表彰する。

本表彰を通して受賞者を勇気づけ、その取組が更に大きな成果につながるよう応援するとともに、その後の受賞者の実践や将来の成功が、これに続く世代の励みにつながることも期待する。



2 対象者

福山市民又は福山市にゆかりのある40歳代までの個人で、世界・日本・地域の未来を変える将来性ある活動を行う者

※ゆかり・・・在住・通学（過去含む）、活動拠点がある など

3 表彰テーマ

表彰テーマは絞らない

※科学、宇宙、環境、芸術、経済、地域など
様々な分野で未来をリードする活動

4 候補者の発掘

高校・大学の同窓会事務局や民間企業、
地元メディアなど幅広い団体・企業からの推薦
(他薦のみ)

5 選考方法

- ・ 審査委員会を設立
※審査委員は、経済や地方創生などの分野を代表する有識者により構成
- ・ 第1次審査：実行委員会委員により、必要に応じて絞り込み
第2次審査：有識者による議論
※候補者については、申請書類及び専門家ヒアリングの結果などを踏まえて審査を実施
- ・ 受賞者1名を決定

6 選考基準

1. 革新性・先取性：先進的な発想や手法を用いているか
2. 将来性・発展可能性：その分野において将来の成功や未来を変える可能性があるか
3. 実績・社会的インパクト：その分野で顕著な実績があるか。社会のためになるか

など

7 インセンティブ

- ・表彰
賞状や本市らしい記念トロフィーの贈呈
- ・副賞
受賞者の活動を踏まえ検討

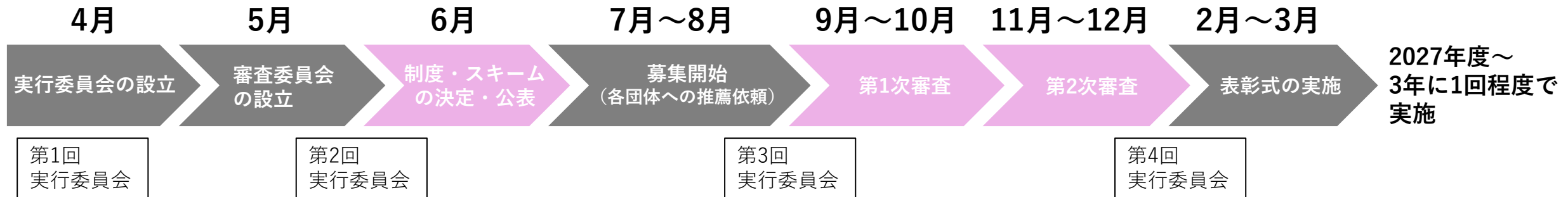
8 事務局

- ・「ふくやま未来大賞実行委員会」を設立し、事務局を福山市とする
- ・事務局において、「ふくやま未来大賞」の制度案を作成し、審査委員会での議論を経て決定

9 財源

福山市からの負担金により運営・実施

10 スケジュール



ふくやま未来大賞実行委員会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、ふくやま未来大賞実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、国内外において、革新的・先取的な取組でその分野をリードする福山市民又は福山市にゆかりのある者を発掘・表彰する制度「ふくやま未来大賞」（以下「未来大賞」という。）を実施することを目的とする。

（事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 未来大賞の実施に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 審査委員会との連絡調整等に関すること。
- (3) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

（組織）

第 4 条 実行委員会は、委員長、副委員長、委員、監事（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

（委員等の職務）

第 5 条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は、この規約に従い議事の審議をする。

4 監事は、事業の執行状況及び会計を監査する。

（委員等の任期）

第 6 条 委員等の任期は、第 1 2 条の規定により実行委員会が解散することとなる日までとする。

2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

（会議）

第 7 条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員等をもって構成する。

2 会議は、必要に応じ委員長が招集し、会議を主宰する。

3 会議は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか第 2 条に規定する目的を達成するために必要な事項

4 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

5 委員が会議に出席できないときは、代理人を出席させ、当該代理人をもってその議決権を行使することができる。

6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、委員の書面表決をもって会議に代えることができる。

8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(専決処分)

第8条 委員長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、前条第3項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 前項の規定による専決処分については、委員長は次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務を処理するため、福山市企画財政局企画政策部企画政策課内に事務局を設置する。

(経費)

第10条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第12条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、会議の議決により解散するものとする。

(残余財産)

第13条 実行委員会が解散する際に存する残余財産は、会議の議決を経て処理するものとする。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規約は、2026年(令和8年)4月 日から施行する。

2 第11条の規定に関わらず、実行委員会設立年度に係る会計年度については、設立日から翌年の3月31日までとする。

別表第1（第4条第2項関係）

| 役 職 | 団 体 名 | 名 前 |
|-------|--|-------|
| 委 員 長 | 福山市副市長 | 中村 啓悟 |
| 副委員長 | 福山商工会議所専務理事 | 後藤 学 |
| 副委員長 | 福山大学学長 | 大塚 豊 |
| 監 事 | 株式会社広島銀行福山営業本部執行役員福山営業本部長 | 前川 敏彦 |
| | 株式会社中国銀行 福山支店福山支店長兼備後広島地区本部副本部長 | 多川 大介 |
| 委 員 | 福山市商工会連絡協議会会長 | 榊原 哲也 |
| | 公益財団法人ひろしま産業振興機構 福山支所支所長 | 鳥越 直樹 |
| | 福山市農業協同組合代表理事専務 | 藤田 正之 |
| | 公益社団法人福山観光コンベンション協会会長 | 西 正尚 |
| | ソフトバンク株式会社 次世代事業開発本部地域共創推進室室長 | 桑原 正光 |
| | 広島県東部観光推進協議会会長 | 秦 啓介 |
| | 福山平成大学学長 | 富士 彰夫 |
| | 福山市立大学学長 | 佐藤 利行 |
| | 福山職業能力開発短期大学校校長 | 千原 雄史 |
| | 株式会社もみじ銀行 福山支店 執行役員福山支店長 | 杉田 由明 |
| | 株式会社日本政策金融公庫 福山支店支店長 | 金谷 篤志 |
| | 株式会社商工組合中央金庫 福山支店支店長 | 林 吾朗 |
| | 連合広島東部地域協議会 福山地区連絡会議長 | 木村 英明 |
| | 株式会社NHKエンタープライズ 近畿総支社第4制作センター 近畿・四国企画事業部 副部長 | 井口 正子 |
| | 株式会社NHKエンタープライズ 中国支社副部長 | 原 真紀美 |
| | 一般社団法人福山市医師会会長 | 西岡 智司 |